（求職者の方へ）　**正しく受給するために必ずお読みください。**

雇用保険の特例受給資格者のしおり

認 定 日 （来所日）	令和　　年　　月　　日　　時　　分
支給番号	□□－□□□□□□－□
名　　前	
受給資格決定日	令和　　年　　月　　日

※ 認定日（来所日）には、○印をつけたものを持参してください。

1　受給資格者のしおり
2　特例受給資格者失業認定申告書
3　筆記用具
4　払渡希望金融機関指定届・本人名義の預(貯)金通帳またはキャッシュカード
5　写真　1　枚（タテ3cm × ヨコ2.4cm程度の上半身のもの）
6　マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票のいずれか
7　運転免許証、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか
　（船員の場合は船員手帳）
8　住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）
　国民健康保険資格確認書 または 健康保険資格確認書
9　その他（　　）

※ このしおりには、みなさまが特例一時金の支給を正しく受けるために必要なことが書いてありますので、必ずお読みください。

※ 認定日にハローワークに来所できなくなった場合は、必ず電話などでご連絡ください。

※ ハローワークでは、みなさまへのお知らせを掲示しておりますので、ご注意ください。

※ 内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。

※ 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

ハローワーク(公共職業安定所)　佐賀労働局職業安定部職業安定課

070401 佐賀03

目　次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

特例一時金等の支給について

1　特例一時金の支給を受けることができる人は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　特例一時金の支給を受けることができる期限は？・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　特例一時金の額は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

4　特例一時金が支給される時期は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

5　失業の認定とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

6　特例一時金の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　就職することが決まったときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

8　常用就職支度手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

9　その他の就職促進給付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

10 氏名や住所を変更するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

11 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？・・・・・・・・・・・・・・9

12 失業等給付は正しく受給しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

13 処分に不服があるときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが１日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、１日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、タッチパネル式のパソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方をアドバイスする各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問合せください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

1　特例一時金の支給を受けることができる人は？

特例一時金を受給できるのは、**失業の状態にある方**のみです。
失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- ○ **積極的に就職しようとする意思があること。**
- ○ **いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。**
- ○ **積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。**

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、
原則として特例一時金を受けることができません。

1．病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業［補償］給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
2．親族の看護などですぐに就職することができない
3．離職してしばらくの間休養する
4．家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
5．自営業（準備を含みます）をしている　※収入の有無を問いません。
6．会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）
7．就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません）している
8．次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます）

2　特例一時金の支給を受けることができる期限は？

特例一時金を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から6ヵ月を経過する日**です。
この期限を過ぎると、それ以後、特例一時金の支給を受けることはできません。

3　特例一時金の額は？

（1）　特例一時金の額は、次の表に掲げる日数分の基本手当日額に相当する額です。

特例一時金の額	３０日分（当分の間は４０日分）

（2）　失業の認定日から受給期限までの日数が上記（1）の表の日数に満たない場合には、失業の認定日から受給期限日までの日数分のみ支給されます（図１参照）。

（図１）

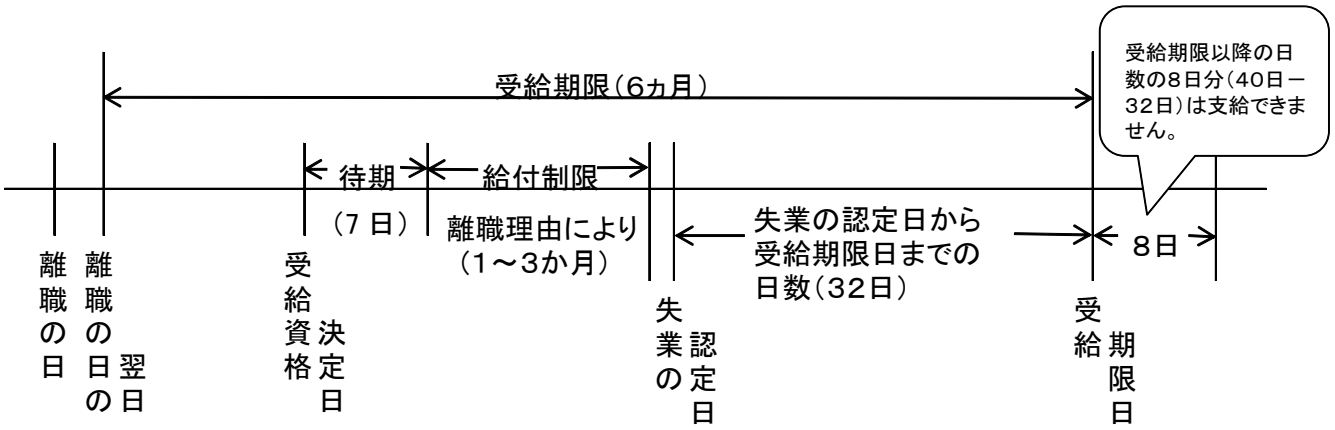

この場合は、32日分の特例一時金の支給となります。

（３）　**基本手当日額**は、原則として、離職される直前の６か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額（**賃金日額**）のおよそ **80%～45%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

４　特例一時金が支給される時期は？

（１）　特例一時金は、**受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないと支給されません。**これを「**待期**」といいます。

（２）　以下のどちらかに当てはまる方は、待期が経過した翌日から１か月から３か月間経過してからでないと支給されません。これを「給付制限」といいます。

①　正当な理由がなく自己の都合で退職した場合

②　自己の責任による重大な理由により解雇された場合

※　正当な理由がなく自己の都合で離職された方の給付制限期間は、離職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月 31 日以前である場合は原則2か月となります。
ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または自己の責任による重大な理由により解雇された場合の給付制限期間は、3か月となります。

（３）　以上の期間を経過した後に失業の認定を受け、特例一時金が支給されることになります。

５　失業の認定とは？

特例一時金の支給を受けるためには、ハローワーク等から指定された失業の認定日において**失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。**これを**失業の認定**といいます。

そして失業の状態にあることの確認がされた場合には、**特例一時金が支給されます**。

（１）　失業の認定を受けるには

①　定められた認定日の指定された時間に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、就職または就労の事実、求職活動等の状況を「特例受給資格者失業認定申告書」で申告する必

要があります。

② 認定は１回のみですが、認定日までに就労があり、**待期が経過していないときは、改めて認定日が指定される**ことになります（図２参照）。

（図２）

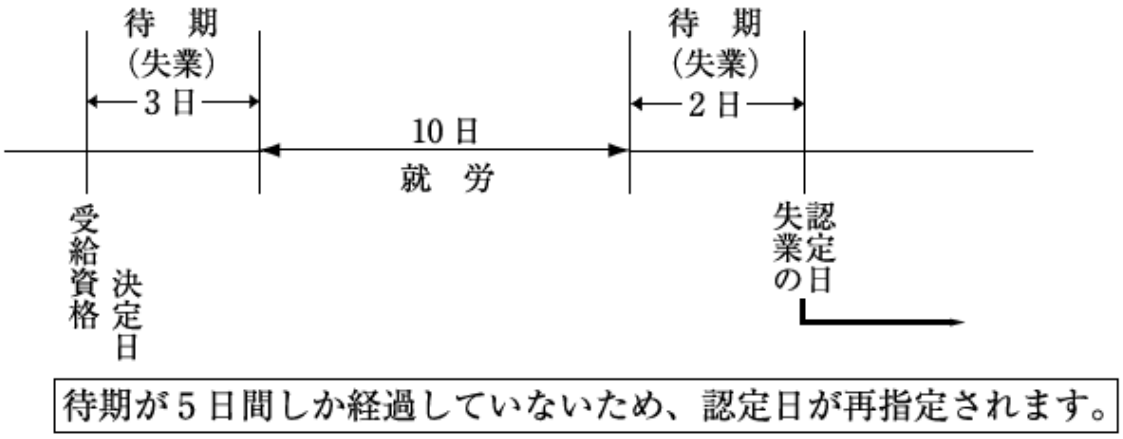

（２） 「特例受給資格者失業認定申告書」について

特例受給資格者失業認定申告書は、特例一時金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

① 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。

もし、**間違えたときは、訂正箇所を二重線で消し署名することにより訂正してください。**

② 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。

（ア） **就職（見習・試用期間を含む）**した場合には、**採用になった日付**

（イ） **パート、アルバイト、臨時雇用**および**日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**

（これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「**就職**」とみなされる場合があります）

（ウ） **自営業**を開始（**準備期間を含む**）した場合、**会社の役員等に就任した**場合、**農業・商業等家業に従事**した場合、**請負・委任による労務提供**をした場合、**ボランティア活動**をした場合には、**その日付**

（３） 就職その他やむを得ない理由により、認定日にハローワーク等に来所することができないときは

① 所定の認定日に来所できない場合に、**やむを得ない理由がある場合にのみ**、特別な取り扱いとして認定日を変更することができます。

その場合、**必ず事前にハローワーク等に連絡**したうえで指示を受けるようにしてください。

② 就職が決まった時は、就職日の前日までにハローワーク等に来所のうえ、就職する旨を申し出てください（就職した後に来所しても特例一時金は支給されません（図３、４参照））。

（図３）就職日の前日までに来所した場合……特例一時金が支給されます。

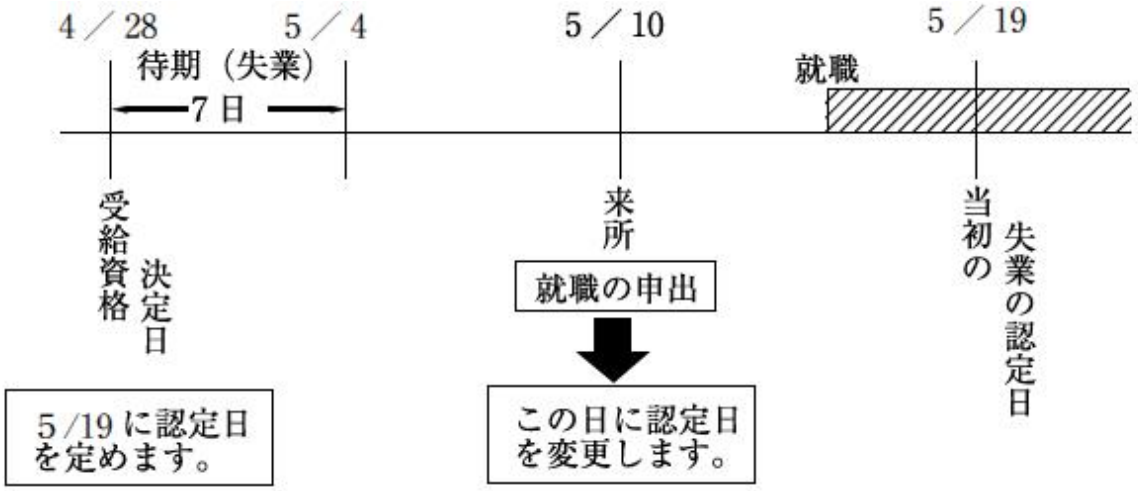

（図４）指定された認定日に来所しても就職日の後の場合……特例一時金は支給されません。

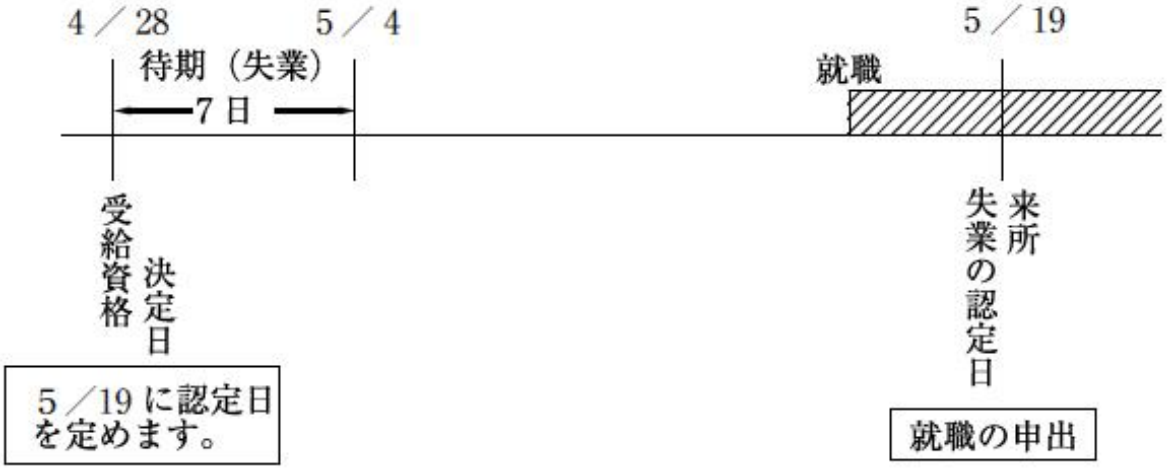

６　特例一時金の支払いについて

特例一時金は、**失業の認定を受けた後、**あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

☆　振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。

☆　不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

7　就職することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）が決まった時は、就職日の前日までにハローワーク等に来所のうえ、就職する旨を申し出てください。

就職の届け出に必要なもの

- □　特例受給資格者証
- □　特例受給資格者失業認定申告書
- □　採用証明書等

なお、常用就職支度手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

※　認定日までに就職が決まったときは、この「しおり」および認定日に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日までにハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。

※　ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、常用就職支度手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

8　常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して６ヵ月経過していない時点で、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

〇障害のある等で、就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、基本手当日額の３６日分となります（１円未満の端数は切り捨て）。

※　常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

〇　上限額　　6,395 円（基本手当日額の上限額は、毎年８月１日に変更となる場合があります）

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

①　就職日において、特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して６ヵ月を経過していない者であること。

②　ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したこと。

③　１年以上引き続いて雇用されることが確実であること。

④　離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

⑤　待期満了日後に職業に就いたこと。

⑥　給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。

⑦　雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。

⑧　就職日前３年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

※支給に関する調査を行う際に、その事業所に勤務していることが必要です。

常用就職支度手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

1　常用就職支度手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）

2　特例受給資格者証

3　その他、ハローワーク等の求める書類

※　提出は、郵送でも差し支えありません。また、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間(１か月程度)を要します。

９ その他の就職促進給付について

その他の就職促進給付として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(ｲ)、(ﾛ)のいずれにも該当する方。

（ｲ）　待期期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

ⅰ）　通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が４時間以上であるとき

ⅱ）　交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき

ⅲ）　就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

（ﾛ）　当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(ｲ)、(ﾛ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が１年未満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けること

となったこと場合等については、移転費は支給されません。
（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）
② ハローワークの職業指導により行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動をする場合（短期訓練受講費）
③ 求職活動を容易にするための役務の利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(ｲ)、(ﾛ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(ｲ) 紹介された求人が、当該受給資格者等に適当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること
(ﾛ) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道 200 キロメートル（水路及び陸路は４分の１キロメートルをもってそれぞれ鉄道１キロメートルとみなす）以上であること。

上記(ｲ)及び(ﾛ)の受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。

ⅰ） 待期期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき
ⅱ） 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記ⅰ）、ⅱ）のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職に必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した方で、次の(ｲ)、(ﾛ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(ｲ) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。
(ﾛ) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面接等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(ｲ)～(ﾊ)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

(ｲ) 保育等サービスを利用した日において、受給資格者であること。
(ﾛ) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・

届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。

(ﾊ)　「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

10　氏名や住所を変更するときは

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワーク等に届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワークが変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- □　特例受給資格者証
- □　氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- □　払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

11　もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から６か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワーク等に提出してください。

12　失業等給付は正しく受給しましょう

◎　**不正受給とは**

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとすることをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎　**正しく申告しないと不正受給になります。**

例えば、次のような場合です。

□　求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。

□　事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。

□　労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。

□　就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。

□　会社の役員等に就任したことを申告しなかった。

□　偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎　**ルールを守って正しく受給しましょう。**

もし、不正受給をすると、

□　**支給停止**（その日以後の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）

□　**返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）

□　**納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**２倍に相当する額をさらに納めなければなりません**）

□　不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。

□　これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え**等が行われることがあります。

□　悪質な場合、**詐欺罪**等で処罰されることがあります。

13　処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から３か月以内に、雇用保険審査官（**佐賀労働局雇用保険審査官（福岡労働局職業安定部内）〒８１２-００１３　福岡市博多区博多駅東２-１１-１　福岡合同庁舎新館６階　電話番号０９２-４３４-９８０４**）に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出

てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から２か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から３か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から６か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から１年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から３か月経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

～ Ｍｅｍｏ ～

ハローワーク（公共職業安定所）等一覧

ハローワーク等名	所　在　地 電話番号	管轄区域
ハローワーク佐賀	〒840-0826　佐賀市白山2丁目1-15 電話【代　表】（０９５２）２４-４３６１ 【給付課】（０９５２）２４-４３０５ ※敷地内に一般の方の駐車場はございません。 駐車場は、「永池本店駐車場」を準備していますので、ご利用ください。 （なお、駐車券をハローワークまでお持ちください）	佐賀市、小城市、神埼市、多久市
ハローワーク唐津	〒847-0817　唐津市熊原町3193 電話（０９５５）７２-８６０９	唐津市、東松浦郡玄海町
ハローワーク武雄	〒843-0023　武雄市武雄町昭和39-9 電話（０９５４）２２-４１５５	武雄市、杵島郡大町町・江北町 ・白石町（ハローワーク鹿島の管轄区域を除く）
ハローワーク伊万里	〒848-0027　伊万里市立花町通谷1542-25 電話（０９５５）２３-２１３１	伊万里市、西松浦郡有田町
ハローワーク鳥栖	〒841-0035　鳥栖市東町1丁目1073 電話【代　表】（０９４２）８２-３１０８ 【雇用保険課】（０９４２）８２-３４６１	鳥栖市、神埼郡吉野ヶ里町、 三養基郡 基山町・上峰町・みやき町
ハローワーク鹿島	〒849-1311　鹿島市高津原二本松3524-3 電話（０９５４）６２-４１６８	鹿島市、 嬉野市、 藤津郡太良町、 杵島郡白石町のうち、新開･牛屋･坂田･新明･田野上･戸ヶ里･深浦･辺田

○ヤングハローワークＳＡＧＡ　　概ね４５歳未満の方の職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒840-0834　佐賀市八幡小路２番３号
電話（０９５２）２４-２６１６　　【平日：９時３０分～１８時00分　土日祝・年末年始は休み】

○多久市ふるさとハローワーク　　職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒846-0002　多久市北多久町小侍5769（多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内）
電話（０９５２）７５-２１４４　　【平日：９時00分～17時00分　土日祝・年末年始は休み】

○佐賀市福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」　職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒840-8501　佐賀市栄町1-1　佐賀市役所内
電話（０９５２）４０-７２６６　　【平日：9時00分～16時00分　土日祝・年末年始は休み】

○唐津市福祉・就労支援コーナー「ＣｏＣｏカラ（ここから）」職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒847-0013　唐津市南城内1-1（大手口センタービル3階「市民交流プラザ」内）
電話（０９５５）７２-９１４３　　【平日：9時00分～16時30分　土日祝・年末年始は休み】

○鳥栖市就労支援センター「ジョブナビ鳥栖」　　職業相談・職業紹介のみ
所在地：〒841-0052　鳥栖市宿町１１１８番地　鳥栖市役所南別館1階
電話（０９４２）５０-０００８　　【平日：9時00分～16時30分　土日祝・年末年始は休み】

労働基準監督署

- 佐賀労働基準監督署　電話（０９５２）３２-７１４１（管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡）
- 唐津労働基準監督署　電話（０９５５）７３-２１７９（管轄区域：唐津市、東松浦郡）
- 武雄労働基準監督署　電話（０９５４）２２-２１６５（管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡）
- 伊万里労働基準監督署　電話（０９５５）２３-４１５５（管轄区域：伊万里市、西松浦郡）

その他の機関等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）
所在地：〒849-0911　佐賀市兵庫町大字若宮字二本松1042-2
電話（０９５２）２６-９４９７

年金事務所

- 佐賀年金事務所　電話（０９５２）３１-４１９１（管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡）
- 唐津年金事務所　電話（０９５５）７２-５１６１（管轄区域：唐津市、伊万里市、東松浦郡）
- 武雄年金事務所　電話（０９５４）２３-０１２１（管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡）